

総務環境委員会 請願・陳情一覧

令和元年8月29日(木)

○総務関係

(新規分)

令和元年請願第1号

議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める件

○

令和元年請願第2号

政治倫理条例の制定を求める件

令和元年請願第8号

名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める件

○

令和元年請願第3号

政務活動費の使途の公開を求める件

○

令和元年陳情第1号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

令和元年陳情第2号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

○

令和元年陳情第3号

沖縄県民を先住民族とする国連の勧告の撤回を求める意見書提出に関する件

○

令和元年陳情第4号

市会図書室の利用促進を求める件

議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号

市民の会 なごや

共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議会では、平成28年3月8日、議員報酬の特例値を年間800万円から655万円も大幅に引き上げ、年間約1455万円もの金額にする条例案を提出し、委員会の審議すら行わず本会議で採決を行い、可決した。

議会に本来求められている機能である議論も十分せず、数の力で押し通すやり方は、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、市民・納税者として認めることができない。議員報酬は、全会一致で決めるべきものである。

名古屋市議会議員の議員報酬は、わずか8年前の平成23年、市民による議会のリコールという強い意志で行われた市議会議員の選挙の結果を受けて、議員全員の賛成による全会派一致で決定されたものである。

市民の意志は、平成29年4月の市長選で、議員報酬は市民並に戻す、800万円を軸に市民の声を聞き皆様が納得する議員報酬にする、との公約を掲げた河村市長が圧勝したことで明白である。

それにもかかわらず、自民、民主、公明の3会派は、市民の切実な声を全く無視し、平成31年3月15日には、市長提案の議員報酬を制度値として年間800万円とする条例案に反対し、またまた議員報酬を年間約1455万円とする特例の期間を4年間延長する条例案を強行した。

そもそも議員報酬は、市民・納税者が必死に働いたお金である血税から支払われるものである。市民・納税者へ一切の説明もせずに引上げを決めるとは、言語道断である。議員報酬は、名古屋市議会基本条例第16条第1項において、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」とあるように、市民・納税者の意見を聞き、これを尊重し、市民・納税者に対して説明責任を果たした上で決めるべきものである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 現行の議員報酬年間約1455万円は、民意を反映しておらず、直ちに年間800万円に戻すこと。
- 2 議員報酬を決めるに当たっては、名古屋市特別職報酬等審議会のみに諮るのではなく、公聴会制度等を広く活用し、市民・納税者の声を聞き反映させること。
- 3 いまだ果たしていない議員報酬引上げについての市民・納税者への説明責任を果たすこと。

政治倫理条例の制定を求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号

議員の資質を考える市民の会

共同代表 村 松 裕 子

要 旨

新聞報道等によれば、平成30年11月19日夜、議会運営委員会の視察先での意見交換会の席上、ふじた和秀議員は、田山宏之議員に対して、「クズ」、「ごみ」等の暴言を浴びせた上に、頭もたたいたとされている。

ふじた議員は、こうした報道についての記者団の取材に対し、報道されたような言葉で騒がせたことは本当に申し訳ない、と語っている。

これらが事実だったとしたら、市民から選良として尊敬される立場の議員として、あってはならない暴言であり、暴力である。

このようなハラスメントは、被害者の尊厳と人格を否定する人権侵害行為であり、到底許されるべき行為ではない。

田山議員は、ふじた議員から受けた暴行について、同議員を傷害・侮辱容疑で愛知県警察に告訴し、受理されたことを明らかにし、損害賠償請求訴訟も提起している。

係争中とは言え、ふじた議員の行為は、市議会の品位と市民の信頼を損なったことは明らかであり、市議会として市民への説明責任を果たすためにも真相を究明する責務がある。

市議会議員は、市民全体の奉仕者として、名古屋市議会基本条例で「高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する」ことが求められている。

ふじた議員の行為は、こうした政治倫理に明確に反しており、市民に対する重大な背信行為である。

については、ハラスメントなどを再発させないような政治倫理を確立し、この暴言問題の真相究明を行うために、次の事項の実現をお願いする。

- 1 議会運営委員会の視察先での意見交換会におけるふじた和秀議員の暴言についての真相を究明すること。
- 2 政治倫理条例を制定し、政治倫理審査会の設置及びあらゆるハラスメント行為の禁止を内容とする規定を設けること。

名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める件

請願者 瑞穂区片坂町1丁目27番地の1

名古屋市政を考える市民の会

五十嵐 俊 一

要 旨

マスコミで広く報道されているとおり、平成30年11月に名古屋市会の議会運営委員会が行った行政視察の視察先での意見交換会に関し、一部議員の同僚議員への暴言・暴行等の疑惑が浮上している。ところが、被害を受けたとされる議員が愛知県警察に傷害・侮辱容疑で告訴状を提出し受理されたことから、現場に居合わせた議員や同行していた市の職員のほぼ全員が、刑事告訴されている事案なので回答できないなどの理由を挙げて証言を拒否している。公開された音声を聞く限り、議員によるハラスメント行為が行われた疑惑があり、また、被害を受けたとされる議員が既に告訴を行っている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成30年11月19日に開催された意見交換会での一部議員による同僚議員に対する暴言・暴行等の疑惑に関し、議会の責任で事実確認をした上で、その内容を市民に公表するとともに、ハラスメント防止策について議会としての対応策を市民に示すこと。

政務活動費の使途の公開を求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号

市民の会 なごや

共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議員に支払われている政務活動費は、その使途の公開が主権者及び納税者である市民に対し不十分な制度である。

近年、全国の地方議会で政務活動費の不正使用が多発し、メディア等でも大きく取り上げられているため私たち納税者の不信が募っている。

また、本市においても「夜な夜な錦三で「天守の調査」？」や、「政活費で切手購入行脚」という政務活動費の使途について疑問がある旨の新聞報道があった。

領収書の写しを誰もがインターネットから入手することができる制度になっていれば、政務活動費の不正使用は防げたと考える。

政務活動費も議員報酬と同様に名古屋市民の血税から支払われていることは、深く認識されていることだと思う。それゆえ、その使途を公開し、市民が情報を得られるようにすることが不可欠である。

現在のように、平日の昼間に市会事務局に行かなければ閲覧することができず、その上に紙での閲覧では不便である。また、写しの交付を受けて持ち帰るためには、1枚当たり10円のお金がかかるという現状があり、全部の写しを入手するには、多額の費用を負担しなければならない。

これでは、市民・納税者への情報公開を果たしているとは言えない。直ちに政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等をインターネットで公開することが議員の責務である。

既に、50以上の府県市町議会において、領収書等のインターネット公開がなされている。市民のより一層の理解と信頼が得られるように、政務活動費の使途の透明化を進めてほしい。ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び支出に係る領収書をインターネットで公開すること。

令和元年陳情第1号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

陳情者 沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号 ハピネス新都心Ⅱ302号

「新しい提案」実行委員会

安里 長 従

要 旨

2019年2月、沖縄県が執行した辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票者の7割以上が反対の意思を示した。日本国憲法の改正手続における国民投票について、改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は当該憲法改正について国民の承認があったものとするのが日本国憲法及び日本国憲法の改正手続に関する法律で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで沖縄県知事選挙で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が定める民主主義、地方自治、基本的人権の尊重及び法の下での平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄県駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは、多数の識者から指摘されており、日米の元政府高官も、軍事的には沖縄県ではなく他の場所でもよいと明言している。また、安倍首相を始め元防衛大臣らも本土の理解が得られないといった政治的な理由で沖縄県に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安全保障条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられている沖縄県になお民意を無視し新基地を建設することは、明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だといえるのであれば、なおのこと、民主主義及び日本国憲法にのっとりた公正な手続を踏んだ解決を図ることを求める。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国及び衆議院・参議院に提出されるようお願いする。

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 2 全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと。

- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄県以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び日本国憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

令和元年陳情第2号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める件

陳情者 東京都新宿区四谷2丁目8番地

全国青年司法書士協議会

会長 半田久之

要旨

2019年2月、沖縄県が執行した辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票者の7割以上が反対の意思を示した。今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで沖縄県知事選挙で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄県駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは、多数の識者から指摘されており、日米の元政府高官も、軍事的には沖縄県ではなく他の場所でもよいと明言している。また、安倍首相を始め元防衛大臣らも本土の理解が得られないといった政治的な理由で沖縄県に決定したと明かしている。

日米安全保障条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられている沖縄県になお民意を無視し新基地を建設することは、明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、民主主義及び日本国憲法にのっとり公正な手続を踏んだ解決が求められるべきである。

そこで、沖縄県の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的な格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否かは、日本国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替施設については、沖縄県外又は国外への移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が日本国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び日本国憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続により移転先を決定することを求める。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国及び衆議院・参議院に提出されるようお願いする。

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。

- 2 全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び日本国憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

沖縄県民を先住民族とする国連の勧告の撤回を求める意見書提出に関する件

陳情者 埼玉県川越市仙波町2丁目17番地34

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム

理事長 仲 村 覚

要 旨

「沖縄県に生まれ育った全ての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強をし、日本語で仕事をしてきた。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはない。」これは、私が昨年8月にジュネーブで開催された国連の人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨である。このような当たり前のことを訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で琉球・沖縄の人々を先住民族と認め、その権利を保護すべき旨の勧告が出され、その後同委員会等から3回も同様の主旨の勧告が出されており、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄県に軍隊を派遣したり、さらには海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど、不要な紛争、差別を招くことになるからである。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄県の人々が日本人であることを学術的に証明したレポートを提出した。ここまで行えば、5回目の勧告を阻止できるかと思っていた。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまった。つまり、国連の目には、私は日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしているかわいそうな琉球人に映ったということである。もはや、沖縄県で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、国際的少数民族の差別問題だと認識されているのである。

一方、沖縄県では、沖縄県民を先住民族とする問題について議会で一度も議論されたことはなく、マスコミには全く報道されないので、多くの沖縄県民はその危険性どころか存在にすら気が付いていない。それは、沖縄県民が何一つ関与していないところで、東京都を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄県の政治家が国連で発言するよう手配したりすることによって起こされた問題だからである。その東京都の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターである。

私は、過去4年以上、この危険な国連の勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきたが、残念ながら今の日本の法制度では、琉球・沖縄の人々は日米の両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族だとうそをつく権利は保障されているが、そのうそを止める権利はないようである。良識ある国民が

今動かなければ、この危険な誤解はさらに国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかである。

今、沖縄県の人々は、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会による国連の勧告の撤回を求める意見書の提出に向けた活動に取り組んでいる。今年の3月には本部町議会から意見書が提出された。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではない。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地である。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るために犬死したのではない。また、米軍統治下に置かれた沖縄県の先人が選び取った道は、米軍への服従でも、琉球の独立でもなく、祖国日本への復帰である。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるものである。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を日本政府に提出されるようお願いする。

- 1 沖縄県民は先住民族であるという誤った認識と勧告を撤回するよう国連に求めること。

令和元年陳情第4号

市会図書室の利用促進を求める件

陳情者 天白区原三丁目102番地

太 田 敏 光

要 旨

市会図書室の議員の利用が極めて少ない。

2018年4月から2019年1月までの間について調査すると、議員の利用者は67人で、1月当たり6.7人、1日当たり0.335人である。

立派な施設が泣いている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市会だよりの編集委員会のように各会派より委員を出して、市会図書室の運営、企画、立案をすること。